

大和齋場売店運営事業者選定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「大和齋場売店の設置及び売店運営事業者の選定に関する基準」第4条第2項の規定により設置される大和齋場売店運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、広域大和齋場組合（以下「組合」という。）を組織する市（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市）において、組合との連絡調整を所管する部の長及び組合事務局長の委員5人をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、大和齋場売店運営事業者の選定に関する事項を処理する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、所掌事務を統括する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長を務める。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務は、組合事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 30 年1月1日から施行する。